

令和元年度 第1回 静岡市環境影響評価審査会 議事概要

1 日 時 令和元年9月13日(金) 10:00~12:00

2 場 所 葵消防署 7階 71会議室

3 出席者

【委員】秋山信彦委員、井上隆夫委員、岩堀恵祐委員、寒竹伸一委員、
牧野正和委員、村上篤司委員、安田進委員

【事務局】静岡市環境局：殿岡局次長

(環境創造課) 藪崎課長、西村係長、伊東主査、佐野主任主事

【その他】傍聴者 1名

【会長の選任】

委員の互選により、岩堀委員を会長に選任。

会長不在時の職務代理者として、村上委員を指名。

【事務局説明】

静岡市環境影響評価条例施行規則の一部改正について

(1) 太陽光発電所の取扱い

(2) 別表第1(対象事業及び規模要件)の見直しについて

【質疑応答】

(1) 太陽光発電の取扱い

○寒竹委員

多くの事業の規模要件で、都市計画区域外の規模は、都市計画区域内の数値を半減させている。しかし、今回規定しようとしている森林伐採面積については、都市計画区域内外を問わず同条件としているが、その根拠は何か。

○事務局

規模要件は、森林法における保安林での皆伐可能面積を参考としている。保安林の皆伐可能面積とは、保安林の機能を維持するために設けられている要件である。特別に配慮を要する保安林においても、同要件内であれば皆伐が認められることとされている。

そこから、同要件内での行為であれば、「環境への影響が著しい」とは言いづらいたと考え、都市計画区域内外を問わず、同じ数値を設定している。

○寒竹委員

保安林というのはどういった場所が指定されているのか。

また、20haというのは広大な面積であると考えますが、同一箇所において、20haも伐採したら、場所によっては、ほとんどなくなってしまうのではないかと。

保安林で設定される 20ha とはどういう意味を持っているのか。

○事務局

保安林は、水源涵養など 10 数種類の目的のもと、山地をはじめ、様々な場所で指定されている。

保安林の 20 haについては皆伐できる上限である。なぜ 20 haかという根拠は、森林法によるところであり、地域に関わらず、保安林機能の維持のために、20 haという統一した数値を設定しているものと認識している。

○寒竹委員

せっかく規則を改正するのであれば、事業の累積的影響を考慮して判定できる内容としてはどうか。

また、(市が策定を検討している) 太陽光発電設備適正導入ガイドラインでは、エリア設定が重要と考える。主要道路から何メートル以内は規制に入るといったことや、傾斜の角度が何度を超えた場合には規制をかけるなど、設置する工作物自体の影響だけではなく、周囲との関係で考えるというのはいかがでしょうか。

○事務局

累積的な影響については、アセス制度上の課題だと認識している。同一事業者による意図的なアセス回避であれば、一定程度の対応は可能と考えられるが、複数事業者が同一地域で事業を行う場合への対応は基本的に難しい。

傾斜等、周囲との関係への対応については、アセス案件か否かに関わらず、今後策定予定のガイドラインで対応することを考えている。

○岩堀委員

現在、規則改正を検討しているところであり、これからガイドラインの組み立て方を考えるものだと思う。今の寒竹委員の発言は大変参考になるものだと考える。

○秋山委員

パネルによる景観への影響について、説明の中で他市の例を挙げていたが、そこでは、要件以下の面積かつ別事業として、隣り合わせでパネルが設置されている。

(同市が所在する) 県からも状況を聴取したことがあるが、そういった場合には規制できないのが現状である。

規制をしても抜け道ができてしまうため、森林法での規制についても同様になると考えられる。保安林でのパネル設置について、隣り合った場所での設置を防ぐような規定はないか。

○事務局

累積的な影響に関する問題は、全国的に抱えていることであり、解決が難しいというのが

現状である。

どうやって対応していくかについては、様々な考え方があるが、今後も検討が必要であると認識している。

また、複数の隣接した保安林における太陽光発電事業の実施に関して、森林法における規制の有無について、今後、確認を行う。

○寒竹委員

例えば同一斜面において施工することを規制するといった対応を、どこかで決めなくては、全国で同様の事態が繰り返されてしまう。何か対策を考えるべきである。

○事務局

抜本的な解決にはならないが、事業者に対して自主的なアセスの実施を求めていくということや、ガイドラインでの対応を考えている。

○牧野委員

確認事項が一点、希望事項が一点ある。

確認したい内容としては、静岡県条例及び浜松市条例では、第2種事業がある。一方、静岡市にはそれがない。その理由を知りたい。

希望事項としては、問題が生じている事案を参考として、その教訓を踏まえたガイドラインとなるよう、庁内で十分な話し合いを行って欲しいということである。

○事務局

本市条例に第2種事業がない理由は、市域を3区域に分け、地域区分の特性に応じた規模要件を設定しているという特徴からだと考える。

また、ガイドラインの充実については、庁内で調整中であり、今回のご意見を参考に更に充実したものとしていきたい。

○岩堀委員

規則改正とガイドライン策定は、表裏一体の関係だと考える。

大柵について規則改正で対応し、その抜け道はガイドラインで対応する。

委員から出た意見について、ガイドラインに集約するとともに、様々な事例を調べ、対応していただきたい。

○安田委員

事例の提示と要望をさせていただきたい。

鬼怒川の国交省管理区域外において、自然堤防を削ってパネルの設置が行われた。

設置後、当該地では溢水が発生し、河川の氾濫が起きたという事例があるので共有したい。

また、斜面や造成盛土への対応について、道路斜面の点検要領があり、地震や雨に対する

斜面の良し悪しを判断するというものがある。そういったものをガイドラインに入れて、設置の前に判定するのもよいのではないかと考える。

今回、盛土造成地の話があまり出てこなかったが、いい加減な盛土による太陽光パネル設置が行われた事例を知っている。設置前の地盤調査の実施などをガイドラインに記載してもよいと考える。

○井上委員

確認したいことがある。規則施行を4月1日からとしているが、それまでに設備認定を受けている事業などについて、アセス免除といったことはあるのか。

○事務局

公布から施行までの間に手続等が進められている場合については、施行規則の附則で経過措置を設ける予定である。関係法令の許認可の状況等、条件に合えば免除ということは考えている。

(2) 別表第1 (対象事業及び規模要件) の見直しについて

○寒竹委員

規模要件にあるリゾートマンション5haは緩すぎるのではないかと。乱立して景観を壊すという事例がある。

○岩堀委員

(区域間の矛盾等について) 全体を見直した中で気付いたとのことで、良かったと思う。

<全体を通じて>

○岩堀委員

これまでは条例等制定後に抜け道ができて、その都度、対応するというのが通例である。事故や抜け道があった後での対応ではなく、全国的に問題になっている事例等を参考に、事前に万全となるガイドラインを作成するというのが私の願いである。

○村上委員

これからFIT買取価格が下がるにつれ、小型の発電施設が増えると思われる。ガイドラインでの対応と思われるため、その内容を十分に検討してほしい。

○岩堀委員

パネル等のリサイクルや廃棄に関する費用が掛かるため、今後は施設のコンパクト化が図られ、小規模発電施設が増えると思われる。そのための規則改正とガイドラインの策定だと思うので、今日の委員からの意見を参考にしていきたい。

○殿岡次長

- ・本日の審査会では、規模要件については、当方の案でご理解をいただいたと認識している。
- ・累積的影響について懸念される声が多かったが、条例での対応は難しい点があると考え
る。今後、検討が必要である。
- ・森林法を再度勉強して、累積的影響を考慮できるかといったことをみていきたい。
- ・太陽光発電施設の設置について、ガイドラインでの対応が重要であると考えており、アセ
ス案件以外についても適切に対応できるようにしていきたい。